

特別顧問及び特別参与の職務の公表等に関する運用指針

平成26年6月19日 大阪府知事決定

平成27年7月1日 一部改正

平成27年12月28日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成29年3月29日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

令和3年6月14日 一部改正

1 趣旨

この運用指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第31条及び第34条の2の規定に基づき、特別顧問及び特別参与（以下「特別顧問等」という。）が従事する職務の遂行に係る情報の公表について、その基本的な運用のあり方を定める。

また、同条例第31条の趣旨に基づき、特別顧問等が職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開の基本的な運用のあり方についても、併せて定める。

2 目的

大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和3年大阪府条例第1号）第6条第5項第2号に規定する特別施策及び府が堺市と共同して取り組む施策に関し、必要な事項を調査し、及び助言する特別顧問等の職務は、そのミッションの重要性に加え府民の関心も高い。よって、特別顧問等が従事する職務の遂行に係る情報の公表及びその職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開に努めることにより、府政の公正な運営を確保し、もって府の諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

3 対象

この運用指針の対象は、特別職非常勤職員就業等規則（平成24年大阪府規則第287号）第2条第2号及び第3号に規定する特別顧問等が行う職務をいう。職務とは、特別顧問等が行う活動のうち、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第38号）に基づき報酬を支給した活動とする。

4 職務の遂行に係る情報の事前公表

知事は、特別顧問等が職務に従事する日等が確定した場合、次の事項について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内で、速やかにインターネットの利用等により事前公表する。また、公表内容に変更があった場合も同様とする。ただし、特別顧問等の職務への従事が急に決まるなど、事前公表を行う暇のないときは、この限りでない。

なお、特別顧問等が職務に従事している場を公開する場合の事前公表は、6（3）に定める事前周知によることとする。

- (1) 議題
- (2) 日時（所要時間を含む）
- (3) 場所
- (4) 出席者
- (5) その他

ア 既に行った事前公表の内容を変更する場合は、その旨及び変更前の内容

イ 特別顧問等の職務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、(1) から (4) までの事項を一部非公表とする場合は、その理由

5 職務の遂行に係る情報の事後公表

知事は、特別顧問等が従事した職務の遂行に係る情報について、インターネットの利用等により、速やかに公表する。公表する事項は次のとおりとする。ただし、条例第8条の規定に該当し公開しないこととする情報、又は第9条の規定に該当する情報を除く。

- (1) 議題
- (2) 日時（所要時間を含む）
- (3) 場所
- (4) 出席者
- (5) 論点
- (6) 主な意見
- (7) 結論
- (8) 説明等資料
- (9) 事前公表を行わなかった場合は、その理由

6 職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開

(1) 職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開

知事は、特別顧問等が職務に従事している場における当該職務の実施状況のうち、副首都推進本部会議等での助言、特別顧問等の成果物の知事等への報告及び特別顧問等相互間での意見交換を公開する。ただし、条例第8条の規定に該当し公開しないこととするもの、及び第9条に該当するものを除く。

(2) 職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開の方法等

ア 知事は、特別顧問等が職務に従事している場における当該職務の実施状況を公開する場合は、当該職務に従事している場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものとする。なお、知事は、特別顧問等の職務の実施を円滑に運営するため当該場の秩序維持に努めるものとする。

イ 知事は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

(3) 職務に従事している場における当該職務の実施状況の公開の事前周知

ア 知事は、特別顧問等が職務に従事している場における当該職務の実施状況を公開する場合の事前の周知を、職務に従事する日の確定後直ちにインターネットの利用等により、行うものとする。ただし、職務への従事が急に決まるなど、その暇のないときは、この限りでない。

イ 知事は、アの周知をするに当たっては、職務に従事する日時、場所、議題、傍聴者の定員及

び傍聴手続を明記するものとする。ただし、職務の遂行に支障があると認められる場合を除く。

【参考】

○特別職非常勤職員就業等規則（抜粋）

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 特別顧問 特別職非常勤職員のうち、非常勤職員の報酬、費用弁償及び勤務手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十八号。以下「非常勤職員報酬条例」という。)第二条第三項に規定する者であつて、副首都化、府が大阪市又は堺市と共同して取り組む施策その他知事が別に定める施策に関し必要な事項（第四号に規定する事項を除く。）を調査し、及び助言するものをいう。

三 特別参与 特別職非常勤職員のうち、非常勤職員報酬条例第二条第三項に規定する者であつて、副首都化、府が大阪市又は堺市と共同して取り組む施策その他知事が別に定める施策のうち特定の分野に関し必要な事項（次号に規定する事項を除く。）を調査し、及び助言するものをいう。

四 （略）

○大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（抜粋）

（会議の運営）

第6条

5 本部長は、必要と認めるときは、副本部長と協議して、次に掲げる者に対し、会議への出席を求めるものとする。

一 （略）

二 特別顧問及び特別参与（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であつて、副首都化、府が大阪市と共同して取り組む施策その他知事が定める施策（以下この号において「特別施策」という。）に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものをいう。）

三・四 （略）